



2025年1月14日

各 位

会社名 文化シャッター株式会社
代表者名 代表取締役社長 小倉 博之
(コード番号 5930 東証プライム)
問合せ先 C S R 統括部長 森 淳
(TEL 03-5844-7330)

(開示事項の経過)

上告の提起及び上告受理申立ての最高裁判所における決定に関するお知らせ

2024年5月29日付「上告の提起及び上告受理申立てに関するお知らせ」にて公表いたしました訴訟の上告の提起及び上告受理申立てにつきまして、最高裁判所より下記の決定がありましたので、お知らせいたします。

記

1. 決定がなされた裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 最高裁判所
- (2) 年月日 2025年1月10日
- (3) 当事者 申立人 当社
相手方 日本IBM株式会社

2. 決定に至る経緯

当社が日本IBM株式会社を相手方とし、システム開発プロジェクトの中止に係る損害賠償請求をしていました訴訟につきまして、2024年5月16日付「損害賠償請求訴訟の判決（控訴審）に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、東京高等裁判所において判決の言渡しがあり、一部を除き当社の主張がほぼ認められておりました。

その後、2024年5月29日付「上告の提起及び上告受理申立てに関するお知らせ」にて公表いたしました通り、当社が当該判決の一部を不服として、最高裁判所へ上告の提起及び上告受理の申立てを行ったものです。

3. 決定の内容

上記の上告提起及び上告受理申立てに対して、以下のとおり最高裁判所の決定がなされました。

- (1) 本件上告を棄却する。
- (2) 本件を上告審として受理しない。
- (3) 上告費用及び申立て費用は上告人兼申立人の負担とする。

※ なお、日本IBM株式会社も、2024年5月17日付で上告及び上告受理申立てを行っておりましたが、同社の上告等についても却下等の決定がなされました。

この最高裁決定により、控訴審判決（20億0564万9461円及び遅延損害金の支払いを日本IBM株式会社へ命じた判決）が確定致しました。

4. 本決定による影響

本件訴訟の決定が当社の業績へ与える影響等につきましては現在確認中であります。今後、開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上